

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、会議を開きます。

市長から提出されました諮問第2号から諮問第5号までの4件を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1. 第65号議案 令和3年度武雄市一般会計決算認定についてから、日程第9. 第73号議案 令和3年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく、決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。

松尾決算審査特別委員長

松尾決算審査特別委員長／皆さんおはようございます。

決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

本特別委員会に付託されました、第65号議案 令和3年度武雄市一般会計決算認定についてから第73号議案 令和3年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの9議案については、令和4年9月26日から9月30日までにわたり慎重に審査をいたしました。

審査につきましては第1分科会から第3分科会を設置し、各分科会で審査、討論、採決が行われたものを最終的に特別委員会で報告を受け、審査報告書を作成いたしました。

審査の経過について、歳入歳出とも多くの質疑がなされ、各委員からは、事業の推進に当たっては、目まぐるしく変化する社会情勢や激甚化する自然災害など、多くの課題に対応すべく、中・長期的な展望に基づいて計画的に行うように努められたい。

物品発注、業務委託、工事等については、透明性を確保した上で、特に問題がなければ地元業者を優先されたいなど、いろいろな意見が出され、特別委員会として、執行部に対する意見は別紙のとおり「決算審査意見書」を取りまとめました。

審査の結果、第65号議案 令和3年度武雄市一般会計決算認定については賛成多数で原案のとおり認定するものと決定いたしました。

また、その他の議案、第66号議案 令和3年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定についてから第73号議案 令和3年度武雄市下水道事業会計決算認定についてまでの8議案は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上報告申し上げます。

議長／特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとに行います。

最初に、第 65 号議案に対する討論を求めます。

20 番 江原議員

江原議員／ただいま議案となりました、第 65 号議案 令和 3 年度武雄市一般会計決算認定について、反対の討論を申し上げます。

令和 3 年 8 月 14 日、豪雨災害に見舞われ、床上床下浸水 1,500 戸を超える大変な災害となりました。

\*\*\*そしてまた、市民の力を合わせて復旧のための年度でした。

そういう中で、令和 3 年度の一般会計、歳入総額 334 億 9,693 万 7,653 円です。

一般会計歳出総額は 308 億 8,728 万 3,980 円となっています。

差引残額 26 億 965 万 3,673 円です。

翌年度へ繰り越すべき財源、10 億 1,122 万 2,000 円を差し引きして、実質収支は 15 億 9,843 万 2,000 円となっています。

この結果、財政運営として、この 9 月補正予算に繰越金として 15 億 9,243 万計上されています。

昨年度、4 億 1,361 万 7,000 円ですから、令和 3 年度、もとい、一昨年度、令和 2 年度です。

4 億 1,361 万 7,000 円ですから、3.3 倍、もとい、3.85 倍にもなっています。

その結果、基金繰入金として財政調整基金に 6 億 6,500 万円、減債基金に 2 億円、公共施設整備基金に 3 億 6,000 万円が、合計 12 億 2,500 万円が基金繰入金に戻されています。

これは、ため込みの財政運用というものではありませんか。

予算の運用に問題があったと考えるものであります。

関連して、その歳出について、6 点に問題ありとして、その支出に反対です。

第 1 に、2 款 2 項 1 目 12 節のふるさと納税業務委託料 416 万 5,629 円です。

業務委託会社、大平商会に業務委託として令和元年度 3,637 万 6,190 円、令和 2 年度 1 億 1,845 万 6,800 円、令和 3 年度 416 万 5,629 円、合計 1 億 5,899 万 8,619 円を受け取りながら、ふるさと納税に寄附をしていただいた約 2 万 8,000 件に及ぶ返礼品の遅延を発生して、その謝罪もなく、また、市議会に設置されたふるさと納税の委託業務等に関する調査特別委員会では、証人喚問された証人、大平商会、田中大志朗氏は、宣誓も証言も拒否する。

その行為を断じて許すわけにはいきません。

市民の感情は、いまだ真相解明を求める声は大なるものであります。

だからこそ、大平商会に契約不履行として武雄市が求めている 3,807 万 8,803 円の返金はもちろんであります。

まして、令和元年から令和 3 年にわたって武雄市が支払った業務委託料 1 億 5,899 万 8,619 円、まるごと全額、武雄市の不名誉、信用失墜の責任として武雄市は全額の返金を求めることこそ市民の思いに寄り添うのではありませんか。

そして、市長と執行部の責任です。

担当部長の懲戒処分も公表されていません。

軽い処分は公表しなくていいという内部規定だからと、この言い分は通用しません。

反対の理由の第 2 に、2 款 1 項 7 目 12 節. 防災情報発信システム構築業務委託料 2 億 7,348 万 6,620 円です。

令和 2 年度に 1 億 3,200 万円と合計すれば 4 億 548 万 6,620 円の公金支出となっています。令和 2 年度当初予算で示された全体事業費が 6 億 8,690 万 7,000 円の事業計画を示されています。

この防災行政無線の戸別受信機の設置事業での契約金額は 5 億 7,841 万 2,120 円であります。この契約金額は、地方自治法や市の条例に定められている、予定価格が 1 億 5,000 万円以上の工事または製造の請負、そして 2,000 万円以上の財産の取得または処分で行われている、議会の議決を必要とするものを、市長は議会の議決をすることなく支出していることは、法と条例に則して市の行政事務を執行することは当然ではありませんか。

近隣の他の市町村では、当然議会の議決が求められています。

この間、市民有志による監査委員会の住民監査請求、そして佐賀地方裁判所への住民訴訟が訴えられてきました。

11 月 17 日、判決が予定されています。

市長の責任が問われています。

令和 2 年度一般会計予算を審議した令和 2 年 3 月 11 日、当時の担当課長は 6 月議会で承認いただければと説明しているではありませんか。

また、この 9 月議会で、戸別受信機は市の所有であるということを認めた答弁です。

市の契約は違法であるとの判決が下されるものと確信するものであります。

第 3 に、前市長が独断で民間委託した、10 款 5 項 3 目 12 節の図書館・歴史資料館指定管理料 1 億 7,803 万円の支出です。

私は問題にしてきましたけれど、エントランスホールなどに使用されている物販場所、カフェ、そしてこども図書館のカフェに利用されている面積 509 平方メートルに、448 万 255 円の行政財産目的外使用料の減額 2 分の 1 は撤廃すべきであります。

当初の金額、満額 896 万 510 円を請求すべきではありませんか。

365 日、9 時から 9 時の営業日時であり、文化会館の閉館日のある業者と同じくすべきでは

ありません。

100%規定に基づいて徴収すべきであります。

さらに民間委託で廃止された蘭学館の復活です。

日本の蘭学の拠点の地として、元に戻すべきことを訴えるものです。

第4に、教育費の中の10款1項3目の中で支出されている、花まる関係経費の1,213万7,353円です。

予算ベースでは、花まる学習会講師謝金240万円、官民一体型学校改善検討委員会委員謝金11万円、職員旅費17万円、費用弁償26万円、花まるタイムほか教材費289万円、地域学校協働本部事務用品11万円、花まるタイム教材印刷750万4,000円、花まる学習会常駐支援員リース車燃料代6万3,000円、花まる学習会常駐支援員住居借上料131万4,000円、花まる学習会常駐支援員自動車借上料23万8,000円の関連経費です。

この事業が取り入れられたのが平成27年、2015年から7年間見てみますと、決算金額で9,636万4,432円になっています。

今年の令和4年度のこの予算を加えますと、これまで支出した金額の総額は1億1,125万3,432円に及んでいます。

メシが食える大人が、この花まる学習会の教育方針です。

私はこれまで前市長が独断で導入したときから、公教育の場にふさわしくないと申し上げ、中止することを求めてまいりました。

その声は年を追うごとに大きくなっています。

10年契約となっていますから、中止を求めて、その準備をすべきことを申し上げるものであります。

以上、決算認定に当たって、もとい、第5に、2款4項1目12節. 窓口業務委託料2,783万8,316円の窓口業務の民間委託料の支出と、窓口カウンター改修工事97万3,500円の支出に反対であります。

市民の個人情報に関する事務は、特別な秘匿が求められる行政事務であります。

民間委託にはなじまないものであり、導入のための経費節減という言葉では図られません。もとに戻すべきであります。

反対の理由の第六に、2款4項1目18節. 個人番号カード事務費交付金1,576万5,400円の支出は承服できません。

国、政府は遮二無二デジタル改革として国民にマイナンバーカードの取得に躍起であります。情報漏えいの不安があるからこそ、その安心安全性が担保されていないからマイナンバーカードの広がりが無いのではないのでしょうか。

私は今問われているのは、として、政府は来年度からマイナンバーカードの取得率を普通交付税に算定し、全国の平均値以下には厳しい措置を検討するとまで表明しています。

このような国、政府の強権的な措置は撤廃すべきであると声を大にして、政府に市長は物申すべきことだと訴えるものであります。

以上、反対の理由を指摘し、令和3年度一般会計決算の認定に対して、認定しがたいとして、反対の討論といたします。

議長／討論ございませんか。

9番 上田議員

上田議員／おはようございます。

第65号議案 令和3年度武雄市一般会計決算認定について、賛成の立場より討論をさせていただきます。

先ほど来、るる反対討論を述べられておりました。

あまりに多過ぎて、ちょっと私の記憶も全部が全部追っかけ、覚えきれないような状況ではございますけれども、聞いている限りでいくとですね、もう既に決算も済んでいるような中身のものもありましたし、今回の決算についても関係ないんじゃないかなと思うようなところも多々ありました。

ただ、一つ間違いなく言えるのは、我々議会が今回の令和3年度決算について、令和3年度の予算案、当初予算、補正予算、全て我々議員が議決をしたものでございます。

中には今回改選後に新たにこの議会の仲間に入られました皆さんもいらっしゃいますけれども、皆さんはもちろん令和3年度の予算案には関わっておりませんが、令和3年度の予算がこの議会で議決されたということは、武雄市として、市議会として一つの方向性をもって進むべきものでございます。

今回の決算については、我々議員の決算審査というものは、令和3年度補正予算、当初予算、全てひっくるめて予算案とどのように決算が執行されているのかというものを審査するものでありますので、今回の決算については、私、認定すべきものという判断をさせていただいたところでございます。

議員皆さんの御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長／討論ございませんか。

> 「なし」の声

討論をとどめます。

これより第65号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決をいたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 65 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 66 号議案 令和 3 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 66 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 66 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 67 号議案 令和 3 年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 67 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 67 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 68 号議案 令和 3 年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 68 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 68 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 69 号議案 令和 3 年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 69 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 69 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 70 号議案 令和 3 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 70 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 70 号議案は特別委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 71 号議案 令和 3 年度武雄市国道 34 号用地先行取得事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 71 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 71 号議案は特別委員長報告のとおり認定することに決しました。



次に、第 72 号議案 令和 3 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について討論を求めます。  
討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 72 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 72 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 73 号議案 令和 3 年度武雄市下水道事業会計決算認定について討論を求めます。  
討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 73 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 73 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第 10. 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第 13. 諮問第 5 号 人  
権擁護委員候補者の推薦についてまで、4 件を一括議題といたします。

提出者から説明を求めます。

小松市長

小松市長／おはようございます。

諮問第2号から諮問第5号の人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本年12月31日をもって、山口松美氏、諸岡隆裕氏、小野正貴氏及び郡正法氏の任期が満了することに伴い、次期人権擁護委員候補者として、山口松美氏、角敬一郎氏、大鋸誠士氏及び郡正法氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の御意見を求めるものでございます。

候補者の経歴につきましては、添付しております資料のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長／諮問第2号から諮問第5号の以上4件に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第2号から諮問第5号の以上4件については、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号から諮問第5号の以上4件については、所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、諮問第2号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思いを。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、すなわち山口松美氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨、答申することに決しました。

次に、諮問第3号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思いを。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、諮問第3号、すなわち角敬一郎氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨、答申することに決しました。

次に、諮問第4号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと

思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、諮問第4号、すなわち大鋸誠士氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

次に、諮問第5号に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、諮問第5号、すなわち郡正法氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決しました。

日程第13. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出をされております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長の申出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたします。

これをもちまして、令和4年9月武雄市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございます。